

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第四十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和二年十二月八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志 村 宏

第一号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和二年十二月 二日	指定の年月日
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字田妻六千二百 七十九番六、六千二百七十九番八、七千六百九 十九番四、七千六百九十九番七	指定に係る道路の位置
三十四・八三	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
四・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)